

平成 26 年 5 月 22 日
関東管区行政評価局
(局長：大西一夫)

埼玉地域さわやか行政サービス推進協議会 の開催及び「行政サービス改善事例」の展示

埼玉地域さわやか行政サービス推進協議会（構成機関：県内の国の行政機関、埼玉県、さいたま市等。裏面を参照）は、5月23日（金）午後2時から、さいたま新都心合同庁舎1号館において協議会を開催し、行政サービス改善の取組の参考となる講演や改善事例（別添）を発表します。さらに、5月23日（金）から同月30日（金）まで同庁舎2階・エントランス及び総合行政相談所において行政サービス改善事例のパネル等を展示します。パネル等は、ご自由にご覧いただけます。

◆埼玉地域さわやか行政サービス推進協議会の開催【冒頭の撮影は可能】

(1) 講演

「東日本旅客鉄道株式会社における「グループ安全計画 2018」について」

(東日本旅客鉄道株式会社大宮支社)

(2) さわやか行政サービス運動の取組状況

① 電子掲示板（デジタルサイネージ）による庁舎案内図、各種イベント情報等の提供 (埼玉労働局)

② 災害時における帰宅困難者等の受入れに関する協定を締結

(関東財務局)

③ 各機関における行政サービスの改善状況

「官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－」（平成26年2月7日所見表示）による改善事例 (関東管区行政評価局)

◆行政サービス改善事例のパネル等展示

月 日：平成26年5月23日（金）～同月30日（金）

場 所：さいたま新都心合同庁舎1号館2階 エントランス

さいたま総合行政相談所（さいたま市、武蔵浦和駅ビル（マーレ2階））

東京総合行政相談所（東京都、西武池袋本店7階）

【問合せ先】 関東管区行政評価局第一部管理官室： 出浦 史朗、坂口 満

電 話：048-600-2325 FAX：048-600-2337

さわやか行政サービス運動の概要

さわやか行政サービス運動とは、昭和 63 年 1 月 26 日閣議決定「さわやか行政サービス運動について」に基づき、「国民の立場に立った親切的な行政」、「真心のこもった行政」を実現するために、国の行政機関や独立行政法人等において行政サービスの改善を推進することを目標に、全国で取り組んでいる運動です。

また、毎年 5 月を「さわやか行政サービス推進月間」として、行政機関等において、総点検による行政サービスの改善等の諸活動を集中的に実施しています。

埼玉地域さわやか行政サービス推進協議会の概要

◆ 設置目的

昭和 63 年 1 月 26 日閣議決定「さわやか行政サービス運動について」に基づき、埼玉県内の各府省の地方支分部局等における職員の行政サービスの向上に対する意識を徹底し、「国民の立場に立った親切的な行政」、「真心のこもった行政」の実現を図る（昭和 63 年 2 月 26 日設置）。

◆ 構成機関（27 機関）

人事院関東事務局 関東管区警察局 北関東防衛局 さいたま地方法務局
関東財務局 関東信越国税局 関東信越厚生局 埼玉労働局
関東農政局 関東経済産業局 関東地方整備局 関東運輸局埼玉運輸支局
関東地方環境事務所 日本年金機構北関東・信越ブロック本部
東日本電信電話（株）埼玉支店 日本政策金融公庫さいたま支店
日本たばこ産業（株）埼玉支店 商工組合中央金庫さいたま支店
住宅金融支援機構首都圏支店（※） 埼玉県（※） 埼玉県警察本部（※）
さいたま市（※） 東日本旅客鉄道（株）大宮支社（※）
東日本高速道路（株）関東支社（※） 首都高速道路（株）西東京管理局（※）
郵便局株式会社関東支社（※） （注）（※）はオブザーバー
関東管区行政評価局（事務局）